設立趣意書

(平成30年1月25日)

昭和30年代を中心とした高度経済成長期に一斉に建設された道路ストックが高齢化し、建設後50年を経過する割合が増加する中、今後さらに道路構造物の老朽化が進みます。平成24年は中央自動車道笹子トンネル上り線で天井板崩落事故が発生し、9名の尊い命が犠牲となる大事故が発生しました。これを契機に道路構造物の高齢化の現状に警鐘が鳴らされ、道路インフラ全体の危機として認識が改められました。

道路の老朽化問題を受け、適切な道路の維持管理及び修繕を行っていくとともに、いかに既存の道路ストックを守り、長寿命化させていくか検討する必要があります。

その中で、道路の劣化に対し大きな影響を与えるとされる重量を違法に超過した大型車両への抜本的な対策が重要視されています。道路構造物の保全および交通の安全を確保するために、一般的な制限値を超える車両(以下、「特殊車両」という)については、道路管理者による許可制度(特殊車両通行許可制度)が設けられています。しかしながら、制度を無視した悪質な無許可車両による走行が後を絶たないことから、国土交通省では平成26年5月9日に「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」を発表しました。

この適正化方針において、翌年2月23日から「基準の2倍以上の重量超過 違反車両の即時告発」の制度を施行し、違反車両の取締りを強化しているところですが、重量を超過した大型車両の走行は依然後を絶たない状況です。

このような状況の下、大型車両の適正かつ安全な走行実現のためには、運送 事業者や荷主をはじめ、ひいては社会一般まで特車制度を浸透させていくこと が重要です。

このため、道路管理者、関係行政機関、関係企業団体等が連携して大型車両の走行に関する知見や情報の交換、啓発活動の検討等を継続的に行うことを目的とした「大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会」を設立するものです。

「大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会」規約

(名称)

第1条 本会議は、「大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会」(以下、「連絡協議会」 という。)と称する。

(目的)

第2条 連絡協議会は、大型車両の運転者及び関係する事業者の適正かつ安全な走行に向け、道路管理者、関係行政機関、関係企業団体等が連携し、各組織で取り組んでいる内容を踏襲し、従来とは異なる手法も取り入れながら取り組みを展開するため、大型車両の走行の安全性や重量違反車両の取締に関する知見について、情報の共有や意見交換、取組内容や連携活動の検討等を行うことを目的とする。

(組織)

- 第3条 連絡協議会は、道路管理者、関係行政機関、貨物運送事業者及び荷主企業団体等 の各員(以下「委員」という。)をもって構成する。
 - 2. 連絡協議会には、委員の互選により座長を置く。
 - 3. 座長は、議事その他の会務を統括する。

(連絡協議会の活動事項)

- 第4条 連絡協議会は、目的達成のため次の活動を行う。
 - (1) 大型車両の走行に関する知見や情報の共有、意見交換に関すること
 - (2) 取組内容の検討に関すること
 - (3) 連携活動の検討に関すること
 - (4) 連絡協議会の取組の効果検証と継続的な取組に関すること
 - (5) その他

(連絡協議会の召集)

- 第5条 連絡協議会は、定期的に座長が召集する。
 - 2. 座長は必要に応じ、連絡協議会に委員以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。

(事務局)

第6条 連絡協議会の運営に関する事務は、国土交通省近畿地方整備局道路部交通対策課 が行うものとする。

(その他)

- 第7条 この規約に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。
- (附 則) この規約は、平成30年1月25日から施行する。

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会委員 名簿 (順不同・敬称略)

【委員】

- ○関係企業団体
 - ・一般社団法人 大阪府トラック協会 交通・環境部長

○関係行政機関

- 大阪府警察本部 交通部 交通指導課長
- ·国土交通省 近畿運輸局 自動車交通部 貨物課長
- •国土交通省 近畿運輸局 自動車監査指導部 首席自動車監査官
- ·国土交通省 近畿運輸局 自動車技術安全部 技術課長

○道路管理者

- ·国土交通省 近畿地方整備局 道路部 道路情報管理官
- ·国士交通省 近畿地方整備局 道路部 交通対策課長
- ·大阪府 都市整備部 交通道路室 道路環境課長
- •大阪市 建設局 総務部 路政課長
- · 堺市 建設局 土木部 路政課長
- ・西日本高速道路株式会社 関西支社 保全サービス事業部 道路管制センター 交通管制課長
- ・阪神高速道路株式会社 大阪管理局 総務・管理部 交通管理課長

【オブザーバー】

- ○関係企業団体
 - ·公益社団法人 関西経済連合会
 - ・大阪商工会議所

○関係行政機関

• 警察庁 近畿管区警察局